

## 新潟市秋葉区農業委員会 6 月定例総会議事録

1 開催日時 令和元年 6 月 28 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 35 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (15 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 栄治
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員 15 番 松田 洋一

5 議事日程

### 第 1 議事録署名委員の指名

7 番	阿部 信行
8 番	坂上 静男

### 第 2 議事

議案第 10 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 11 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 12 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係	鈴木 浩
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

佐藤事務局長	<p>お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和元年度6月定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<挨拶>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、本日は、15番松田委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。</p> <p>それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長(小倉会長)	<p>それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	皆さんから異議がありませんので7番・阿部委員、8番・坂上委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第10号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 10 号新潟市農用地利用集積計画の決定について  
をご覧ください。

利用権設定の新規、中間管理事業分で、新津地区 2 件、筆数 10 筆、面積  
11,180 m<sup>2</sup>であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たして  
おります。

2 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和元年 7  
月 12 日となります。

3 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用  
地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。  
本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 10 号は原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第 11 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局  
の説明をお願いいたします。

事務局  
(鈴木主査)

それでは、議案書 4 ページをご覧ください。

議案第 11 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明い  
たします。

1 番をご覧ください。

譲渡人 A 氏、譲受人、有限会社 B 代表取締役 C 氏、

市之瀬地区の案件で、石塚推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転にかかる転用許可申請です。

転用面積は、畑 1 筆 290 m<sup>2</sup>、田 1 筆 52 m<sup>2</sup>、計 342m<sup>2</sup>で、転用目的は業務拡大等により来客者及び職員用の駐車場が不足したこと及び作業動線確保による安全な作業環境整備を目的とするものです。

本件の申請地は、農振農用地区域外農地 2 筆で、10ha 以上のまとまりをもつ農地に接続していることから第 1 種農地と判定しました。

従って、第 1 種農地の許可要件である業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに関する項目を適用し、土地の代替性検討を行ったうえで許可されるものです。

なお、本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからのご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長報告

令和元年 6 月 25 日に開催されました農地部会における、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 件の調査内容について報告します。

議案書 4 ページ 1 番の案件です。

本件の譲受人、有限会社 B 代表取締役 C 氏の代理人 D 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、「紙製品の加工をしているが、業務拡大により職員が増加し駐車場が手狭になりお客の駐車場が不足してきた。以前から駐車場を求めてきたが、今回、A さんから会社からも近く規模的に条件が合う場所を紹介してもらい今回の申請に至った。」とのことでした。

駐車場台数について質問したところ、「現在 25 台分あるが、今回 14 台分を計画している。」とのことでした。

14 台で十分か聞いたところ、「紙製品の運搬に支障になる所を廃止しますが、そこで十分対応可能です。」とのことでした。

調達金でアスファルトはお金が掛かると思うがと質問したところ「アスファルトにして土留めもして排水路に排水する計画」とのことでした。

部会としては、許可になってから申請通りの転用を行うよう指導し、譲受人の代理人もこれを了承しました。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 11 号は、原案どおり決定しました。

議長

次に追加議案の  
議案第 12 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決意についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(鈴木主査)

議案第 12 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。

1 番及び 2 番をご覧ください。

本件は交換案件のため、一括説明とさせていただきます。

1 番をご覧ください。

譲受人 E 氏、譲渡人 F 氏、

金屋地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

本件は、交換による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、畑 1 筆、269 m<sup>2</sup>です。

譲受人は水稻を 44 a、蔬菜 2 a を栽培しています。

また、申請地は農振農用地区域外農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に 2 番をご覧ください。

譲渡人 G 氏、譲受人 H 氏、

担当地区及び申請理由は前述の案件と同様です。

申請面積は、畑 1 筆、198 m<sup>2</sup>です。

譲受人は母と共に経営を行っており、水稻を 63 a、蔬菜を 23 a 栽培して

います。

また、申請地は農振農用地区域外農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

本件交換については、元々耕作していた農地が人の農地で、それを実態に合わせて法律上正しい状態に復したものです。

一方の耕作者は下限面積を下回っていますが、もう一方は下限面積を上回っているので、法律上許可されるものです。

なお、前述の案件と本件は等価交換により、現金の受け渡しは発生しません。

次に3番及び4番をご覧ください。

最初に3番からです。

借受人はいずれも株式会社I代表取締役J氏であることから一括説明とします。なお、借受法人の構成員は本申請の貸付人と同一で、使用貸借による権利設定による許可申請です。

貸付人J氏、

東島地区の案件で、古田推進委員の担当地区です。

申請面積は、畑1筆、1,932㎡です。

次に4番をご覧ください。

貸付人K氏、

小須戸地区、新津四ツ郷野地区及び出戸地区の案件で、小須戸地区は佐藤推進委員の担当地区、新津四ツ郷野地区は四柳推進委員、出戸地区は小林推進委員の担当地区です。

申請面積は、田12筆、12,765㎡です。

借受人は2件とも、法人の構成員から農地を借り受け農業法人として事業拡大を考えています。

申請地は、3番については、農振農用地区域外農地1筆、番号4番については、農振農用地区域内農地12筆で、設定行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

いずれも農地部会に付されました。

ここまで、説明しました3条の案件は、いずれも農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見ありませんか。

笠原委員

農地部会で聞けばよかったかもしれませんが、株式会社Iが農地を借用了ときの対価がいくらかお聞きしたい。

事務局	I 法人は地権者が構成員になっている法人で、使用貸借としているため、賃借料は無料です。
笠原委員	では、土地改良費や固定資産税はどちらが負担していますか。
事務局	一般的には地権者が負担することが多いですが、後で確認してお知らせします。
砂原委員	今の件で、賃借料無料というのはあまり聞いたことがないが、一般的なものでしょうか。
事務局	一般的とは思いませんが、こういうケースがないとは言えないと思います。
佐藤千穂子委員	貸付者 K は法人の理事なのですか。
事務局	K 氏は 5 人の役員の中の 1 人です。
平野委員	我々農業委員は、申請した法人の定款等を確認することができますか。
事務局	定款等は法定添付書類であり、皆さんの守秘義務はあると思うが、閲覧は可能です。
平野委員	農業生産法人に関する誤解もあると思うので、後で確認したい。
事務局	承知しました。
議長	他にありませんか。  (なし)
議長	皆さんから質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。
農地部会長報告	追加議案、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定 2 件の調査内容について報告します。 次に、追加議案書 1 ページ 3 番と 4 番は借受人が同一の案件のため一括とします。

本件の借受人、株式会社 I 代表取締役 J 氏の代理人 L 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、「J さんは、他に M を経営しているが、この度違う観点から新たに起業して、将来的には農業体験、役員の所有地を会社に使用貸借して農家レストランを始める経営を行いたい。」とのこと。

別会社にしなくてもいいのではと質問したところ、「今は造園業なので、今回農業に特化した会社を作りたい。」とのこと。

構成員は 2 人だが今後増やされるのか質問したところ、「当面 2 人で米は運営する予定、常時従事役員の方も当分 2 人でしていきたい。」とのこと。

部会としては、現地調査したところ、いずれもきちんと耕作及び管理されており、許可になってから申請通りの耕作を行うよう指導し、譲受人の代理人もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会長報告について、ご質問、ご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんからの異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第 12 号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、報告事項に移ります。

報告事項、

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について



	<p>農地法第5条転用届出に関する受理について一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (白川係長)	<p>議案書の5ページをご覧ください。 新潟市農用地利用配分計画(案)についてであります。 新津地区3件、筆数10筆、面積11,180㎡であります。 つづいて議案書の7ページをご覧ください。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、 賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。 記載のとおり1件受理いたしました。</p>
事務局 (鈴木主査)	<p>8ページをご覧ください。 報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。 記載内容のとおり3件回答しました。 9ページから10ページをご覧ください。 報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について です。 記載内容のとおり7件受理しました。 最後に11ページをご覧ください。 報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてです。 記載内容のとおり4件受理しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
佐藤千穂子委員	<p>5ページの2番では、1ページの1番と所在地番が異なるし、面積も少なくなっている。これはどういう理由でしょうか。</p>
事務局	<p>1ページ1番のものが配分計画で5ページの1番と2番に分かれたものであり、表示地番はあくまでその代表地番をあらわしたものです。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>他に皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解 いただきたいと思います。</p>

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和元年度6月定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 阿 部 信 行

署名委員 坂 上 静 男